

## 芦屋市緑化事業助成制度のご案内

この助成制度は、芦屋市域において緑化推進していただくために、市民・事業者・各種団体の皆様に費用の一部を助成するものです。

助成制度の概要は表のとおりです。

助 成 対 象 事 業	助 成 額	助成限度額
ア 生け垣緑化事業 （樹木の植栽）高さ1m以上の常緑樹を延長2m以上植栽するもの。ただし、道路又は外部から眺望できる水路に面し、かつ、樹木にあつては、外部から眺望できる部分の高さが概ね50cm以上であること。 （つる性植物の植栽）ネットフェンス、ブロック塀、コンクリート塀等を延長2m以上被覆するもの。ただし、道路又は外部から眺望できる水路に面していること。 イ 壁面緑化事業（建物又は擁壁の壁面を延長2m以上被覆するもの） ウ 駐車場緑化事業（2㎡以上の張芝等の植生ブロック又は植栽をするもの） エ 屋上緑化事業（樹木、芝又は地被植物により植栽するもの） オ シンボルツリー植樹事業（高さ1.5m以上の樹木の植樹） カ その他緑化・植樹事業（必要と認めるもの）	対象事業に要する費用の1/2の額  ※ 1,000円未満は切捨て	100,000円

- 備考1 育成管理のための費用は除く  
 2 移動させることができる植栽、植樹等は除く。

- ※ なお、次のような場合は助成対象となりません。
- ・緑化または環境保全事業を業とする方
  - ・既に、この助成制度の助成金を受けた方
  - ・本市または他の公共団体等の同趣旨の助成を受けている事業

### 申込期間

令和8年（西暦2026年）4月1日から令和9年2月28日まで

### 助成件数

おおむね15件（先着順・予定された額に達した時点で終了します。）

### 申込み及び問合せ先

芦屋市 都市政策部 道路・公園課  
 〒659-8501 芦屋市精道町7番6号  
 TEL 0797-38-2470  
 FAX 0797-38-2163

申請手続きは裏面に

## 申請手続き

①

### <事業着手前>

交付申請書（各一部）

- ・ 事業経費内訳書（見積書）
- ・ 計画図面
- ・ 事業実施場所の付近見取図及び現況写真
- ・ 団体の場合は、団体の会則又は規約及び活動内容がわかる資料

※構造物を被覆する場合は、建築基準法に適合するもの若しくは構造計算書等これに準ずるもので構造耐力上安全と認められるものに限ります。

②

### <助成の決定>

市の審査

交付（不交付）決定通知書の送付

※ 予算額に達した時点で終了

③

### <事業着手>

④

### <事業完了後>

事業完了報告書、請求書（各一部）

- ・ 事業経費内訳書（請求書）
  - ・ 支払を証する書類（領収書又はこれに代わるもの）
- ⇒申請者から施工業者への支払いがわかるもの
- ・ 事業実施場所の付近見取図及び完了後の写真（数枚）

事業完了後1ヶ月以内に提出。

⑤

### <助成金の支払>

市の審査後、交付額確定を通知し

指定振込口座へ振込

## 申込み及び問合せ先

芦屋市 都市政策部 道路・公園課 TEL0797 - 38 - 2470  
〒659 - 8501 芦屋市精道町7番6号 FAX0797 - 38 - 2163